

福祉文教常任委員会議事録

(令和7年10月22日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年10月22日（水） 午前10時00分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 副委員長 濱地 知英
委 員 斧田 秀明 岡野 秀子
西田いく子 辻本 博之
松井 謙昌 村井 浩二
早瀬 和信
議 長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 委 員 長 中村 直幸
- 5 説 明 員 町 長 田中 祐二 地域活性化推進担当部長 堀内 孝茂
副 町 長 村岡 篤 教 育 次 長 東條 信也
教 育 長 中道 雅夫 秘書政策課長 小南 考弘
政策総務部長 小角 孝彦 企画担当課長 田中 信幸
まちづくり推進部長 鳥取 勝憲 子育て支援課長 胡麻 千代
健康福祉部長 木村 厚江
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 山本 夕芽
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第38号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

午前10時00分 開 会

○濱地副委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 福祉文教常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第38号、太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件の1件でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○濱地副委員長 本日は中村委員長が欠席されておりますので、副委員長として委員長の代わりを務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

なお、会議の定足数は満たしておりますので、会議は成立しております。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は条例案1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、議案第38号、太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○胡麻子育て支援課長 そうしましたら、議案第38号、太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、国が定める内閣府令、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行されたことを受け、本町におきましても令和8年2月から乳児等通園支援事業を実施するに合わせ、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、設備及び運営の基準を定めるものでございます。

なお、条例の制定にあたっては、本町の事情に、国の基準と異なる内容を定める特別

な事情や特性はないことから、国基準を全て本町の基準とする内容となっております。

国の施設設置及び運営基準の内容は、施設の整備に関するものとして、保育室の構造や面積、衛生管理の確保。職員配置に関するものとして、必要な資格要件、職員数の配置基準、職員の研修の実施。運営に関するものとして、運営規程の整備や記録の保存・管理。安全配慮に関するものとして、事故防止体制、災害時の避難対応、日常的な安全管理など、事業運営に不可欠な要件が幅広く定められております。更に、国で定められた一定基準を満たしていても質の向上を図る必要がある場合には、市町村長が事業者に対して勧告を行う権限についても規定されております。本条例は、こうした国の基準を本町においても網羅的に適用することで、児童の安全と発達支援の質を確保するものであります。

それでは、条例の内容について説明させていただきます。

議案書2頁をご覧ください。

まず、第1条の趣旨でございます。本条例が児童福祉法第34条の16第1項を根拠として、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を町が定めるものと規定しております。

第2条では、設備及び運営の基準について定めております。内容としましては、参考資料としまして、令和7年1月7日に内閣府から発令されています条文を添付しておりますので、詳細はそちらをご覧ください。

本町の事情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、本町における基準を国が定める内閣府令の基準と同一の内容とすることから、以上の規定としております。

次に、附則でございます。この条例の施行日を令和8年2月1日から施行することとしております。

以上、議案第38号についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○濱地副委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○西田委員 国基準に準じるということで、議案に出ている次の参考資料が中身になるの

かなと思うので、そちらのほうを見ながら言わせてもらいますけれども、この乳児等通園支援事業、これは一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業となっているんですが、太子町の今回やるのはどっちに当たるわけなんですか。

○胡麻子育て支援課長 議員の申されます一般型と余裕活用型という2つの様式があります。今回太子町では、町立幼稚園の1階部分を専用のスペースとして使いますので、一般型乳児通園支援事業として実施することになります。

以上です。

○西田委員 そしたら、ちなみに余裕活用型というのはどういった施設になるんですか。

○胡麻子育て支援課長 参考につけております条文のほうにも書いてはいるんですけども、一定、保育園だとか幼稚園だとか、基準をもって設置されている施設を活用して、その空き教室ですね、定員を満たしている中での空き教室、空き教室というか空き枠、今保育園ですと、0歳児には3人に対して1人の先生がつくという基準があるんですけども、3人が2人しか入園されてないという場合でしたら1人の枠が空いてくることになります。その1人の枠に、この乳児等通園支援事業の乳児を充てるということができますので、それを余裕活用型という形で基準設置することになります。

以上です。

○西田委員 今回、急にこういうのがもうやらなければならないという状況で出てきて、なかなか担当の方も大変だったと思うんですけども、一定、世の中にもこういう施策があるというのが分かって、こういう事業をしようと思うような施設が増えてきたとき、この余裕活用型というのは今の説明だったら、もし松の木さんとかやわらぎさんがやろうと思ったら、こっちになってできるということなんですか。

○胡麻子育て支援課長 この条例を定めることによって、民間事業所さんが参入して手を挙げた際にこの条例に従って認可をするということになりますので、松の木さん、やわらぎさんがその意向を持って実施するということになりますと、認可をしないといけなくなってきました。

以上です。

○西田委員 それで、今回は幼稚園で始めるわけではないですか。この説明やったっけ。参考資料。参考資料のほうには食事が載っているんですけども、今の町立さんでやろうと思ったら、食事はなかなか難しいと思うんですが、今、食事をしようとは思っていないように聞いていますけど、もし、うまいことってお食事だと言ったとき、町立さ

んでお弁当を持ってきていただけたらできるんですか。それともやっぱり、お食事しようと思ったらそういう調理施設を造らなあかんようになるんですか。

○胡麻子育て支援課長 今回の基準の中には、絶対に食事を提供しなさいというものにはなっていません。それはそれぞれの実施主体の事業所によって異なってきますので、お弁当によつての実施ということも可能にはなってきます。ただし、衛生面だとか、アレルギー面については、この基準の中に書いておりますので、それに従つた配慮をした上で実施するということになります。

○西田委員 条例のほうを見せてもらったら、本当に、例規集でもあつという間に終わりそうな条例ではないですか。ですけど、そういった細かなことは要綱か何かで持っていることになるのでしょうか。

○胡麻子育て支援課長 今回、太子町の場合、直営で実施しますので、本来事業所さんでしますと運営規程等で書くことにはなるかと思うんですけれども、それは町の場合は要綱で定めることになっております。

○西田委員 これだけでちょっと分かりにくいので、また要綱を配ってもらえたらと思うので、要望しておきます。

○濱地副委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 参考資料の3頁の一番上、2つ、5、6なんですが、乳幼児通園支援事業に対しての法に定める事業の目的を達成するために必要な設備をというのは、いろいろあると思うのですが、消防法とかまた、ちょっとここを具体的にあと何があるのか教えていただきたい。

また、6番では、構造設備という部分があつて、乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を取っていただきたいということがあります。例えば、いろんな外部からのそういう危ないことに対しての対応なのか、ちょっとここも教えていただきたいなと思います。

○胡麻子育て支援課長 資料のほうでの第7条に安全計画の策定等をうたっております。議員おっしゃるとおり、安全面については、一定、町立幼稚園で実施するということがありますので、門のロック等はかけている状況はあります。それを踏まえて、今回の事業についても、避難訓練等、または災害時、起こったときにどういうふうに連絡体制を取るかというのを、この安全計画をつくって実施するということになっておりますので、その作業のほうも進めていきたいと思っております。

以上です。

○辻本委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○濱地副委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっとこれ、この後の予算委員会なのか、どっちなのかなと思いつつも、この場でちょっと質問させてもらいますけど、この事業を進めていく中で、幼稚園のこの事業に伴う改修工事を実施されるということで補正予算を組まれていますけど、改めて工事の内容について、簡単でいいので説明していただけませんか。

○胡麻子育て支援課長 工事については、今、現幼稚園の1階部分、入り口入って左側に2部屋あります。その2部屋で誰でも通園事業を実施するんですけども、それに伴って相談コーナーないしは親子教室を併設しますので、その2つを3つのブースに割るということで、仕切りを設けることが1つ大きな工事内容にはなってきます。

あと、子どもの手洗い等はあるんですけども、少し台所的なところはないので、給仕ができるようなミニキッチンをつけたりだとか、あと、今、ドア、掃き出しになっているガラス戸に網戸がついていませんで、換気のために網戸をつけるというようなことも改修工事の中には入っています。事業に必要な、ガラスから親御さんがマジックミラーを通して子どもの様子を見るというようなことでのガラス戸の改修等も入っています。

以上です。

○村井委員 今、教えていただいた中ではそう複雑な大規模な工事というようなことはないかと思われま。ただ、今回補正予算でも、教育委員会関係で工事の変更についての予算があったり、本来子育て支援課ですかね、そこでこの工事の施工管理といったところで、今、体制でどう進めているのか。また、これ実際に、教育委員会も例えば夏休み、春休みのスタート時期が決まっている。今回もこの事業ですか、令和8年4月から通園制度の開始といったところで、もう後ろが決まっている話の中で、そういう工事についてどういう体制で進めていくお考えなのか教えていただけませんか。

○胡麻子育て支援課長 実際に工事をしたスペースを使うのが、令和8年4月からになります。ただ、試行的事業ということで今回次の予算委員会での予算を計上させていただいているんですけども、試行的事業を実施するのは、今、幼稚園の2階でおひさまひろばという教室をやっているところで、試行的事業は実施していきます。ということで、4月に間に合うように開設準備をしていくための予算を計上させていただいているんですけども、それについての工事は、委員おっしゃるとおり、簡易、大規模ではなく簡

易的なものでありますので、春休みを活用して工事のほうはしようということになって
います。その施工管理については、教育委員会との協力の下、実施していければなど
いうふうには思っております。

以上です。

○村井委員 これは、どこの自治体でも今、行政職と言われる専門性の高い職員が不足し
ているというところで、太子町役場でもそれも同じように、今回、教育委員会と連携を
取りながらということなんですけど、やっぱり2階に行けば、まちづくり推進部でもそ
の技術といったところの専門性を持った職員もいますし、これは太子町役場、特に技術
職の職員の連携というのがすごく大事だと思うんです。これ、今回、1つ、教育委員会
の中学校のところでも大きな問題提起というのになったのかなど。現場はもういっぱい
いっぱいやっているんですけど、やっぱり職員、そういう専門性を持ったマンパワーの
不足から、どうしてもそういうところのことが出てきてもおかしくない。だから、やっ
ぱりその辺はしっかりと助言また協力をいただいて、4月の実施に向けて、しっかりや
っていただきますようお願いしておきます。

また、これ併せて、この場で、技術職のこの垣根を越えた協力体制というのは、これ
からどんどん必要になってくるかと思うので、その辺のところも併せてお願いしておき
ます。

○濱地副委員長 ほかにございませんか。

○岡野委員 この資料をいろいろ読ませていただいて、気になる点をちょっとお答え願
いたいと思うんです。利用時間については、1か月上限10時間となっているんですけ
れども、保育園で実施する保育時間はどんなふうになっているんですか。保育時間、個
人は10ですね。

○胡麻子育て支援課長 今回、試行的事業と本格実施とちょっと分けて考えてはいます。
試行的事業はあくまでも実施運営するにあたって、どのような課題があるか、ないしは
どういうニーズがあるかというところで実施していきますので、できるところからとい
うようなことでお答えさせていただきますと、保育時間を週に2日間を予定しております。
具体的に言いますと、火曜日と水曜日の午前中9時半から12時までの2時間半を
予定させていただいております。保育士のほうが2人つけての実施ということになりま
す。

以上です。

○岡野委員 それは施行的事業の間だけの予定なんですね。分かりました。

それで、預ける側の人との時間が合わない場合は、もう決まっているから、どうなるんですか。

○胡麻子育て支援課長 従前の保育園ですと、お母さんたちの働いている都合に合わせて、保育時間も登園時間等が自由かなとは思いますが、今回誰でも通園ということで働くという条件のない方についてですので、こちらの体制もありまして、時間の設定というのはこの時間に合わせていただくという形になります。

以上です。

○岡野委員 ありがとうございます。給食はしないということですが、6か月児から預かるのに、それがおなかがもつのかどうかというところ辺が気になるんですけども、ミルクの場合。

○胡麻子育て支援課長 そうですね。ミルクの子どもさんになりますと、その子のミルクの時間帯というのは決まってくるのかなというふうに思いますので、先行的にやられている市町村に、こちらのほうも見には行っているんですけども、やはりミルクについては準備して、こちらのほうで授乳するという形を取りたいと思っております。

以上です。

○岡野委員 ありがとうございます。それと、アンケート調査はもうそろそろ実施されておられるのかな。いつ頃からするのか、対象者はどんな人なのかというのをお聞きしたいんですけど。

○胡麻子育て支援課長 前回、9月議会でアンケートをすることでお答えさせていただいてまして、実際11月広報で実施することを告知した上で、対象者、この令和8年2月に3歳未満の子どもさん、今リストを挙げると109名ほどおられるんですけども、その子どもさんに対してアンケートを実施する予定にはしております。集計、一応期限が11月21日までにL o G o フォームというネットを通しての回答をしていただくという形で集計を出していこうかと思っております。

以上です。

○岡野委員 ありがとうございます。できたら、アンケートの内容なんかちょっと見せていただきたいなって。それで、また結果も分かったら、議員のほうに知らせていただけたらと思うんですけど。その質問なんです。アンケートの。

○胡麻子育て支援課長 回答率等も含めて、本当に5分から10分でできるほどのものに

なりますので、集計も簡単かと思いますので、単純集計にはなるかと思いますが、結果をまた報告させていただきます。

○岡野委員 ありがとうございます。お願いします。

そして、次、募集とか申込み受付は、どんなふういつからされるのかなと思うんですけれども、お答え願います。

○胡麻子育て支援課長 募集については、1月広報で事業の内容、詳細等を告知しまして、そのときから1月21日まで募集をかけようかと思っています。実際、試行的の事業については、職員の募集も2月1日からの採用という形になりますので、いきなり2月1日から事業実施というのは難しいかなというふうに考えておまして、事業自体は今の案ではあるんですけれども、17日、中旬から1か月間、3月17日までの1か月間を予定しての本格実施の準備をしたいなと思っています。

以上です。

○岡野委員 もう一つだけね。例えば、事前にちゃんと申し込んでおいて、いつといつ幾日来ますというのだったら分かるんですけれども、突然に、前日に明日お願いしたいんですけどと言われた場合はどないなるのでしょうか。

○胡麻子育て支援課長 今後、運営要綱も定めはするんですが、突然の利用はやはり子どものアレルギー等もあったり特性等もありますので、受付のほうはちょっと困難かと思っています。ですので、事前登録をしていただいていた定期利用というような形で、詳細はまだ今検討中なんですけれども、大体この1か月間は6人ほどの枠で募集をかけさせていただいて、その方決まった方以外はご利用いただけないというような形になるかと思っています。

以上です。

○岡野委員 ありがとうございます。新しい事業を始めるにあたって、いろんなことがあると思うんですけれども、やっぱり住民の方のお声をよく聞いて、柔軟に対応していただいて、こんなことがあってよかったなと思ってもらえるような内容にさせていただきたいなと思って質問を終わります。ありがとうございます。

○濱地副委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 もう一つなんですけど、先日、幼稚園の運動会を拝見させてもらったときに、教員の先生方は準備から後片づけが、子どもの安全確保、そういうところもスムーズにいくというのはなかなかあの人数では大変やなと思ってね。その中でこの事業を幼稚園

で進めていく、新しく保育士の方を採用されてということになるんでしょうけど、やっぱりちょっと進めていく中で、どうしても手探り状況の中のところで利用者さんのニーズに応じていくというところのことになっていくかと思うんですけど、その辺また、現場の意見の調整とか要望とかいろいろあるかと思うんですけど、その辺のところを今、進めていく中で非常に重要じゃないかなと思うんです。例えば、放課後児童会という制度も最初そうやったと思うんです。いろいろ現場、役所、また保護者の方からのご意見、ご要望がいろいろあってというところで、その辺のところの今の現時点のお考え、現場との調整はどうしていかれるのか、お考えがあれば教えていただけませんか。

○胡麻子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、放課後児童会も離れたところでの会計年度の職員さんが頑張っていたいてというところで、その都度、こちらのほうが出向いて調整をさせていただいたりだとか、今でしたら、いろんなツール、ネットのツールを使いながら即時対応できるような形での調整をさせていただいているのと同様に、幼稚園で実施する場合も、子育て支援課としては、ちょっと離れたところになります。ただ、スタッフを全て新しい人間で置くのではなく、今既存で事業等をやっている保育士さんをそちらのほうでメインで動いていただくというようなことも考えているのと、今回幼稚園で実施するにあたって、教育委員会の現場の先生等とも話し合いを重ねた上でその場所を使おうということで、また、その場所がよりよきものになるように連動性を持たせていこうというようなことをしていますので、協力体制で現場のスタッフを応援していけたらなというふうに思っております。ただ、今後民間の事業所さんも、この事業のよさというのが分かってきますとどういうふうに参入してくるかというのは分かりませんので、その辺は教育委員会といろいろと将来のことも考えて詰めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○村井委員 今ご答弁いただきました教育委員会との連携、民間施設のところもこれから参入されてくるといったところもあるかと思うんですけど、先ほどの岡野委員へのご答弁にもありましたけど、やっぱり先例地のそういうところの状況の視察とかいうのも1つあるんでしょうし、その辺のところ、手探り状況なんでどうしても、そうならざるを得ないというようなところはもうしようがないと思いますし。ただ、やっぱり現場の声というのは、その都度その都度いろいろご意見が出てくるかと思うんですけど、その辺のところもしっかりと考慮できるような体制づくりと、そういうところの最初のスタン

スというんですか、その辺がすごく大事だと思うので、その辺しっかりと皆さんで情報を共有しながら進めていただきますようお願いしておきます。

○濱地副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱地副委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱地副委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○濱地副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は終了しました。

よって、これにて委員会を閉会いたします。本日はどうもご苦労さまでした。

午前10時32分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任副委員長 濱 地 知 英